

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年5月11日(月)午後3時17分から午後4時15分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター会議室

3 出席委員

(1) 農業委員(16名)

1番 林 喜太郎 委員	2番 及 川 正義 委員
3番 金 杉 勝 城 委員	4番 布 施 陽 子 委員
5番 高 品 文 敬 委員	6番 椎 名 寛 委員
7番 布 施 行 雄 委員	9番 太 田 憲 一 委員
10番 大 木 武 一 委員	11番 鈴 木 茂 委員
12番 佐 藤 正 剛 委員	13番 石 田 利 之 委員
14番 安 藤 幸 春 委員	15番 穴 澤 久 男 委員
16番 伊 藤 栄 治 委員	17番 渡 邊 弘 仁 委員

(2) 農地利用最適化推進委員(5名)

18番 伊 藤 輝 夫 委員	20番 布 施 利 雄 委員
22番 並 木 昭 男 委員	24番 山 崎 幸 治 委員
28番 寺 本 利 幸 委員	

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、招集する農地利用最適化推進委員は、議席番号が偶数番の委員とした。

4 欠席委員

(1) 農業委員(1名)

8番 小 林 須美子 委員

(2) 農地利用最適化推進委員(7名)

19番 秋 山 菊 次 委員	21番 加 瀬 安 男 委員
23番 鎌 形 豊 委員	25番 塚 本 繁 雄 委員
26番 木 原 正 勝 委員	27番 江 波 戸 和 男 委員
29番 石 橋 誠 委員	

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和2年度第1次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る
意見決定について 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
6件

議案第5号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)について	(別冊)
議案第6号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)に ついて	(別冊)
報告事項	利用権の中途解約に係る通知について	2件
その他		

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市産業振興課) 職員 2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和2年5月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いします。

議長 本日、出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、
総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、14番安藤幸春委員、15番穴澤久男委員を
指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和2年度第1次農用地利用集積
計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る5
月7日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、
農地銀行運営委員長より報告をお願いいたします。

11番 本件につきましては、去る5月7日、午後2時20分より、市民ふれあいセンター会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和2年4月24日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和2年度第1次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま
す。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしくお願
いします。

議長 農地銀行運営委員長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「令和2年度第1次農用地利用集積計画(案)について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和2年度第1次農用地利用集積計画(案)について」の採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明

をお願いします。

事務局 【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、当初計画者は、申請地に診療所併用住宅の建築を計画しておりましたが計画を断念したため、承継者が申請地にて営農を行おうとするものです。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

4番 番号1番について、当初事業計画者は、許可後、事情が変わり診療所併用住宅の建築の必要がなくなったそうです。承継後は、耕作されることとなるため、問題ないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号の番号1番は、所有権移転に関する件であります。2番から7番までは、利用権設定に関する件であります。

【議案第3号、番号1番から7番までを議案書を基に朗読】

番号1番から7番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。なお、この内、番号2番から7番までは、議案第4号の番号3番から5番までの一時転用許可に付随する案件であるため、議案第4号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

4番 　　番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

5番 　　番号2番から5番までの譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生
ずるおそれはないと思います。

番号6番と7番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるお
それはないと思います。

議長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ
いませんか。

（質問、意見なし）

議長 　　議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 　　御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申
請について」、採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することと共に、番号2番から7
番までについては、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員
の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 　　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 　　次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

番号1番について、専用住宅用地として田351㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、専用住宅用地として畑208㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番と4番の譲受人は同一です。営農型太陽光発電設備用地として畑2筆計2,549㎡の内0.196㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、営農型太陽光発電設備用地として畑計624㎡の内0.207㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

番号6番について、3台分の駐車場と5台分の貸駐車場用地として田181㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 　番号1番について、譲受人夫婦は息子家族と市外で生活しておりますが、現在の住居を息子家族に譲り渡し、申請地に譲受人夫婦と匝瑳市内で生活している娘家族と同居するための専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

10番 　番号2番について、譲受人は妻と子2人と市内の集合住宅で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったため、申請地に専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

5番 　番号3番と4番の譲受人は同一です。申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号5番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

14番 　番号6番について、譲受人の自宅は申請地の隣接地にあります。自宅敷地には家族で所有する車の駐車場が足りないため、また、建設機械や中古車の販売業を営む夫へ車両等の展示場として貸し出すため、申請地を自家用車駐車場と夫の事業用駐車場用地として計画するものです。農地区分

については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【別冊議案書に基づいて令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の内容を説明】**

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め、議案第5号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「令和元年度の目標及びその達成に

向けた活動の点検・評価(案)について」採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第6号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」採決に入ります。
議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 利用権の中途解約に係る通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議長 　　ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議長 　　特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 令和2年度第1次農用地利用集積計画(案)について（別冊）
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に
係る意見決定について 1件
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定につい
て 6件
議案第5号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
（案）について（別冊）
議案第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)に
ついて（別冊）
報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 2件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。
これをもちまして、令和2年5月11日匝瑳市農業委員会定例総会を
閉会いたします。